

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

1.	文学部	教育 1-1
2.	人文科学府	教育 2-1
3.	比較社会文化学府	教育 3-1
4.	教育学部	教育 4-1
5.	人間環境学府	教育 5-1
6.	実践臨床心理学専攻	教育 6-1
7.	法学部	教育 7-1
8.	法学府	教育 8-1
9.	法務学府	教育 9-1
10.	経済学部	教育 10-1
11.	経済学府	教育 11-1
12.	産業マネジメント専攻	教育 12-1
13.	理学部	教育 13-1
14.	理学府	教育 14-1
15.	数理学府	教育 15-1
16.	システム生命科学府	教育 16-1
17.	医学部	教育 17-1
18.	医学系学府	教育 18-1
19.	医療経営・管理学専攻	教育 19-1
20.	歯学部	教育 20-1
21.	歯学府	教育 21-1
22.	薬学部	教育 22-1
23.	薬学府	教育 23-1
24.	工学部	教育 24-1
25.	工学府	教育 25-1
26.	芸術工学部	教育 26-1
27.	芸術工学府	教育 27-1
28.	システム情報科学府	教育 28-1
29.	総合理工学府	教育 29-1
30.	農学部	教育 30-1
31.	生物資源環境科学府	教育 31-1
32.	統合新領域学府	教育 32-1

法務学府

I	教育水準	教育 9-2
II	質の向上度	教育 9-4

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、教員数、教員の配置状況、学生定員の充足状況ともに一定の水準にあるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育内容、方法の改善に向けて、授業評価アンケート、教員の自己評価等の実施と、それに基づく改善の活動がなされるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法務学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群により構成され、特に法律基本科目群と展開・先端科目群の一部について、基礎－応用－総合という 3 段階型教育プロセスを確立しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、学生や社会、特に九州という地域的な観点に対応した相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法務学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、少人数教育、多様な授業形態の実践等の相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、マイデスクポータルの開発、チューターの指導がある等の優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法務学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法務学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、厳格な判定のもとでの単位修得状況、修了状況は一定の水準にあり、学生へのアンケート結果からも、学生が身につけた学

力等はおおむね良好であると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生アンケートの結果は各項目について肯定的な評価が過半数を占めるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法務学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、司法試験で一定の実績をあげるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、まだ修了生を輩出してから日が浅いので関係者からの具体的な評価は示されていないが、司法試験における合格実績、とりわけ未修者の実績が良好であり、関係者からの期待に応じていると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法務学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法務学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。